

債務名義に基づく不動産の情報取得手続の申立てに必要な書類等一覧

大阪地方裁判所第14民事部

申立ての別		民事執行法197条1項1号に基づく申立ての場合	民事執行法197条1項2号に基づく申立ての場合
申立ての要件		<p><b>【民事執行法197条1項1号の要件】</b>                      強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（財産開示の申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を受けることができなかったこと。</p> <p>※「配当等」とは配当及び弁済金交付の手続を指します。したがって、執行手続が配当や弁済金交付の手続に至らずに終了した場合には、民執行法197条1項1号に基づく申立てはできません。この場合は民執行法197条1項2号に基づく申立てとなります。</p>	<p><b>【民事執行法1項2号の要件】</b>                      知っている財産に対する強制執行を実施しても、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があった場合で、左記の民事執行法197条1項1号の要件以外の場合。</p>
		<p><b>【民事執行法205条1項の要件】</b>                      申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施されたこと（財産開示手続期日において、開示義務者が不出頭の場合及び陳述しなかった場合を含みます。）。</p>	
申立てに必要な書類等	申立ての要件の証拠資料疎明資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配当表写し 又は 弁済金交付計算書写し</li> <li>・不動産競売開始決定写し</li> <li>・債権差押命令写し</li> <li>・配当期日呼出状写し</li> </ul> <p>※ 配当等の状況によって提出書類が異なりますので、窓口にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産調査結果報告書及び疎明資料</li> </ul>
	共通のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産開示実施証明書（又は、財産開示手続実施決定と財産開示期日調書の各写し）</li> <li>・申立手数料（収入印紙） 1,000円</li> <li>・民事執行予納金 6,000円</li> <li>・情報取得手続申立書（申立書の表書き＋当事者目録＋請求債権目録）                      ※ 情報取得手続の申立ては、債務者ごと・取得しようとする情報の種類ごとに申立書を作成していただくようお願いします。                      ※ 当事者目録及び請求債権目録については、申立書に加え、各1部ずつ添付してください（命令に利用させていただきます。）。</li> <li>・執行力のある債務名義の正本及び写し                      ・送達証明書（必要な場合は、確定証明書）及び写し                      ※ 必要書類は、「執行力のある債務名義・必要書類一覧表」（ホームページ本文）をご覧ください。</li> <li>・申立人、債務者の商業登記事項証明書等（債権者・債務者が法人（会社等）の場合）                      ※ 申立ての日前3か月以内に取得した商業登記事項証明書を提出してください。</li> <li>・住民票や戸籍謄本、法人の全部事項証明書等は、次の場合に必要です。                      ① 申立人・債務者の債務名義に記載された住所・氏名（名称）と現在の住所・氏名（名称）と異なっている場合                      ② 債務者の特定に資する事項に、生年月日、旧姓、旧住所を記載する場合                      個人の場合：氏名・住所のつながりの記載がある住民票または戸籍謄本等                      法人の場合：名称・住所のつながりの記載がある全部事項証明書や閉鎖事項証明書等</li> <li>・債務名義等還付申請書（同受領書）</li> </ul>	
※事案によっては、追加の書面等が必要になります場合があります。			